

宮津市公報

令和7年4月1日

宮津市字柳縄手

345番地の1

宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
2 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	3
4 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
5 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4
6 宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
7 宮津市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	20
8 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	20
9 宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	20
10 宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	21
11 宮津市市税条例の一部を改正する条例	22
12 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	22
13 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	23
14 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	24
15 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	24
16 宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	25
17 宮津市都市公園条例の一部を改正する条例	25
18 宮津市都市施設整備基金条例を廃止する条例	25
19 宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例	26
20 宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例	26
21 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	26
22 宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例	27
23 宮津市議会基本条例の一部を改正する条例	27
24 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	27
25 宮津市市税条例の一部を改正する条例	28
26 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	29

規 則

2 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	29
3 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	32
4 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	33
5 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則	33
6 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	37
7 宮津市職員の扶養手当支給に関する規則	38
8 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	39
9 宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	46
10 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	47
11 宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	47
12 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	47
13 宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則	48
14 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	48
15 宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	48

16 宮津市財務規則の一部を改正する規則	49
17 宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則	50
18 予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	51
19 宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	51
20 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則	51
21 宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	52

— 告 示 —

10 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	52
11 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大島自治会）	52
12 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浪花自治会）	53
13 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	53
14 字の区域及び名称の変更	54
15 道路の区域変更	60
16 道路の供用開始	61
17 宮津市民体育館の利用料金の承認	61
18 宮津運動公園の利用料金の承認	63
19 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金の承認	64
20 宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金の承認	64
21 宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱	65
22 宮津市大学等連携事業補助金交付要綱を廃止する要綱	65
23 宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱	65
24 令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱	66
25 宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱	66
26 宮津市子育てサポーター育成事業実施要綱	67
27 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱	68
28 宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱	70
29 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱	70
30 宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱の一部を改正する要綱	71
31 宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
32 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	72
33 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約	73
34 天橋立ターミナルセンター使用料に係る指定公金事務取扱者の指定	73
35 寄付金に係る指定公金事務取扱者の指定	73
36 寄付金に係る指定公金事務取扱者の指定	74
37 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	74
38 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	74
39 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	74
40 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	76
41 市府民税等に係る指定公金事務取扱者の指定	76
42 市府民税等に係る指定納付受託者の指定	77
43 宮津市休日応急診療所における診療費等に係る指定公金事務取扱者の指定	77
44 宮津市由良診療所における手数料に係る指定公金事務取扱者の指定	77
45 宮津市史等頒布収入に係る指定公金事務取扱者の指定	78
46 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員へ の一部委任	78
47 令和7年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳の登録	80
48 令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	80
49 宮津市由良診療所の指定管理者の代表者の変更	81
50 宮津市海洋つり場の指定管理者の代表者の変更	81
51 宮津市宿泊税検討委員会設置要綱	81

52 指定居宅介護支援事業の廃止の届出	82
---------------------	----

— 訓 令 —

1 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	83
-----------------------	----

— 公 告 —

6 公示送達	83
7 公示送達	83
8 公示送達	84
9 農用地利用集積計画の縦覧	84
10 公示送達	84
11 公示送達	84
12 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）	84
13 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（麻しん、風しん）	86
14 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（日本脳炎）	87
15 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	88
16 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒブ感染症）	89
17 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（小児の肺炎球菌感染症）	89
18 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒトパピローマウイルス感染症）	90
19 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	92
20 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	93
21 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ロタウイルス感染症）	94
22 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	95
23 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の带状疱疹）	96

— 水 道 企 業 —

《告 示》

3 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新	97
4 水道使用料金及び公共下水道使用料に係る指定公金事務取扱者の指定	97
5 水道使用料金及び公共下水道使用料に係る指定納付受託者の指定	98
6 水道使用料金及び公共下水道使用料に係る指定公金事務取扱者の指定（検針業務）	98

《規 程》

1 宮津市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	99
2 宮津市下水道排水設備指定工事事業者に関する規程の一部を改正する規程	99

《公 告》

1 公共下水道の供用開始	100
2 公示送達	100
3 公共下水道受益者負担金を賦課する区域	100

— 議 会 —

《規 則》

1 宮津市議会傍聴規則の一部を改正する規則	100
-----------------------	-----

— 教 育 委 員 会 —

《規 則》

1 宮津市スポーツ推進委員に関する規則	101
---------------------	-----

《告 示》

5 宮津市教育委員会臨時会の招集	102
6 宮津市教育委員会定例会の招集	102
7 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	103
8 宮津市中央公民館の利用料金の承認	103
9 みやづ歴史の館の利用料金の承認	104

《訓 令》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程 108

—— 監 査 委 員 ——

《監査公表》

- 101 定期監査結果に基づき講じた措置事項の公表 109

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会定例総会の招集 114

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宮津市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 1 条 宮津市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宮津市暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 4 条 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処された者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者とみなす。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例第 20 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第2号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）を次のように改める。

第8条の2及び第8条の3を次のように改める。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合に

おける当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項中「第8条の3第1項」を「第8条の2第1項」に改める。

第12条第1項第1号中「20日（ ）の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第3号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の見出しを「（地域手当及び通勤手当）」に改め、同条中「市長等の」の次に「地域手当及び」を加える。

第5条中「給料月額に給料月額の」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に」に改める。

第8条中「給料を」を「給料及び地域手当を」に、「給料額」を「給料及び地域手当の額」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「給料月額」を「給料の月額」に改める。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和49年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第4条第1項中「通勤手当」を「地域手当及び通勤手当」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中宮津市長及び副市長の給与に関する条例附則第12項の改正規定(「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第4号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第38号中「28,200円」を「28,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第5号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第6条の見出し中「給料等」を「給料」に改め、同条中「及び扶養手当、特殊勤務手当、管理職手当(以下「給料等」という。)」を削り、「月の」を「、月の」に改める。

第7条中「給料等」を「給料」に改める。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に掲げる扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

(地域手当)

第11条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た

額とする。

- 3 人事交流等により本市の地域以外の地域に在勤する職員については、当該地域における民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して市長が別に定めるところにより地域手当を支給することができる。

- 4 地域手当の支給については、給料の支給の例による。

第11条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条の2第3項中「派遣に伴い」を「新たに」に、「となり、これ」を「となったこと」に改める。

第19条中「給料等支給」を「給料の支給」に改める。

第19条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「の規定による」を「に規定する」に、「の範囲内」を「を超えない範囲内」に改め、「定める額」の次に「（当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加える。

第20条第4項中「100分の172.5」を「100分の95」に改め、同条第5項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第6項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第1項中「（特定任期付職員を除く。）」を削り、同条第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「次号及び第3号に掲げる職員」に改め、「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額

第21条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

第22条第2項中「から第11条の3まで」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条第3項中「から第11条の3まで」を「、11条の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第10条、第11条の3及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

第23条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第24条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500

43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300

80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500	
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800	
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000	
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200	
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500	
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800	
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000	
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200	
94		299, 400	348, 800	389, 800	400, 500	
95		299, 700	349, 200	390, 200	400, 800	
96		300, 100	349, 500	390, 600	401, 000	
97		300, 300	349, 800	390, 900	401, 200	
98		300, 600	350, 200	391, 400	401, 500	
99		301, 000	350, 600	391, 800	401, 800	
100		301, 400	351, 000	392, 200	402, 000	
101		301, 600	351, 500	392, 500	402, 200	
102		301, 900	351, 900	393, 000	402, 500	
103		302, 200	352, 300	393, 400	402, 800	
104		302, 500	352, 700	393, 800	403, 000	
105		302, 700	353, 200	394, 100	403, 200	
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				

	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	202, 500	223, 500	353, 200
	2	204, 800	226, 000	354, 700
	3	207, 100	228, 400	356, 200
	4	209, 300	230, 800	357, 700
	5	211, 600	233, 300	359, 100
	6	213, 900	235, 700	360, 600
	7	216, 100	238, 100	362, 000
	8	218, 400	240, 500	363, 400
	9	220, 600	243, 000	364, 800
	10	222, 800	244, 600	366, 100
	11	225, 000	246, 200	367, 500
	12	227, 300	247, 800	368, 800
	13	229, 500	249, 500	370, 000
	14	231, 600	251, 000	371, 300
	15	233, 800	252, 400	372, 500
	16	235, 900	253, 800	373, 700
	17	238, 000	255, 200	374, 900

18	239, 800	256, 400	376, 200
19	241, 600	257, 700	377, 400
20	243, 300	258, 900	378, 500
21	245, 000	260, 300	379, 600
22	246, 300	261, 500	380, 800
23	247, 600	262, 800	382, 000
24	249, 000	264, 100	383, 100
25	250, 200	265, 500	384, 300
26	251, 300	267, 400	385, 500
27	252, 400	269, 200	386, 700
28	253, 500	271, 000	387, 800
29	254, 700	272, 800	388, 900
30	256, 000	275, 000	390, 100
31	257, 300	277, 200	391, 400
32	258, 500	279, 400	392, 500
33	259, 600	281, 700	393, 600
34	260, 800	283, 900	394, 800
35	262, 000	286, 100	396, 000
36	263, 200	288, 200	397, 200
37	264, 400	290, 300	398, 400
38	265, 700	292, 200	399, 800
39	266, 900	294, 100	401, 000
40	268, 100	295, 900	402, 200
41	269, 300	297, 800	403, 400
42	270, 400	299, 700	404, 700
43	271, 500	301, 500	405, 700
44	272, 700	303, 200	406, 800
45	273, 700	305, 000	408, 100
46	274, 500	306, 800	409, 300
47	275, 300	308, 500	410, 500
48	276, 100	310, 100	411, 700
49	276, 800	311, 700	412, 800
50	277, 600	313, 500	413, 800
51	278, 300	315, 300	415, 200
52	279, 000	317, 000	416, 400
53	279, 800	318, 300	417, 600
54	280, 700	320, 300	418, 700

55	281, 500	322, 100	419, 800
56	282, 200	323, 800	420, 900
57	282, 900	325, 500	421, 900
58	283, 700	327, 400	423, 200
59	284, 500	329, 200	424, 400
60	285, 200	330, 900	425, 600
61	285, 800	332, 600	426, 200
62	286, 500	334, 400	427, 000
63	287, 200	336, 300	427, 700
64	287, 800	338, 000	428, 200
65	288, 600	339, 700	428, 500
66	289, 300	341, 000	428, 800
67	290, 000	342, 300	429, 200
68	290, 700	343, 600	429, 600
69	291, 400	345, 200	429, 900
70	292, 200	346, 700	430, 300
71	292, 900	348, 200	430, 700
72	293, 600	349, 700	431, 000
73	294, 100	351, 100	431, 300
74	294, 800	352, 700	431, 700
75	295, 500	354, 200	432, 000
76	296, 100	355, 700	432, 300
77	296, 800	357, 100	432, 600
78	297, 500	358, 600	432, 900
79	298, 100	360, 200	433, 200
80	298, 700	361, 700	433, 400
81	299, 300	363, 100	433, 600
82	299, 900	364, 400	433, 900
83	300, 500	365, 700	434, 200
84	301, 100	366, 900	434, 400
85	301, 600	368, 200	434, 600
86	302, 100	369, 400	434, 900
87	302, 600	370, 600	435, 200
88	303, 100	371, 700	435, 400
89	303, 500	372, 800	435, 600
90	304, 100	373, 900	435, 900
91	304, 700	375, 000	436, 200

	92	305, 200	376, 200	436, 400
	93	305, 500	377, 300	436, 600
	94	306, 000	378, 500	
	95	306, 500	379, 600	
	96	306, 900	380, 700	
	97	307, 300	381, 700	
	98	307, 800	382, 700	
	99	308, 300	383, 700	
	100	308, 700	384, 600	
	101	309, 100	385, 400	
	102	309, 500	386, 400	
	103	309, 900	387, 300	
	104	310, 200	388, 200	
	105	310, 400	389, 000	
	106	310, 700	389, 900	
	107	311, 000	390, 800	
	108	311, 200	391, 800	
	109	311, 400	392, 600	
	110	311, 600	393, 600	
	111	311, 900	394, 500	
	112	312, 300	395, 400	
	113	312, 500	396, 000	
	114	312, 700	396, 900	
	115	312, 900	397, 800	
	116	313, 200	398, 700	
	117	313, 500	399, 600	
	118	313, 700	400, 300	
	119	314, 000	401, 100	
	120	314, 300	401, 900	
	121	314, 500	402, 500	
	122	314, 700	403, 200	
	123	314, 900	403, 900	
	124	315, 200	404, 500	
	125	315, 500	405, 100	
	126		405, 800	
	127		406, 300	
	128		407, 000	

	129		407,600	
	130		408,200	
	131		408,700	
	132		409,200	
	133		409,500	
	134		409,800	
	135		410,100	
	136		410,400	
	137		410,700	
	138		411,000	
	139		411,300	
	140		411,600	
	141		411,900	
	142		412,200	
	143		412,500	
	144		412,800	
	145		413,000	
	146		413,300	
	147		413,600	
	148		413,800	
	149		414,000	
	150		414,300	
	151		414,600	
	152		414,900	
	153		415,100	
	154		415,400	
	155		415,700	
	156		415,900	
	157		416,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,600	279,500	334,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第4条の3 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第12条第1項中「あたって」を「当たって」に改め、同条第2項中「あたって」を「当たって」に改め、「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第14条第4項中「得た額」の次に「に、当該額に給与条例第11条第2項の割合を乗じて得た額を加算した額」を加える。

第20条第1項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第20条の2第1項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第24条第1項中「280,000円以上330,000円」を「335,000円以上360,000円」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項中「第6項」を「附則第3条第1項」に改め、同条第4項中「令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項」を「附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項」に改め、同条第8項中「、第11条、第11条の3」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 改正後給与条例第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員と

なった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 8 条 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項の表第 22 条第 2 項の項左欄中「第 22 条第 2 項」を「第 22 条第 3 項」に改め、同項中欄中「定年前再任用短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

附則別表 号給の切替表(附則第 2 条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24

37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	

87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7

20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57

70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93

* * *

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 6 号

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「災害対策業務従事職員」を「災害応急作業等従事職員」に改める。

第 7 条の見出し中「災害対策業務従事職員」を「災害応急作業等従事職員」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の作業に従事した職員に対して支給する。

- (1) 宮津市災害対策本部長が指示し、かつ、著しく危険と認める災害応急作業等
- (2) 国、地方公共団体等からの要請に基づき、本市の区域外に派遣され行う災害応急作業等

第7条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号の手当の額は、1日につき1,000円とする。ただし、災害応急作業等が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、1日につき1,680円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第7号

宮津市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第5号）を次のように改める。

第6条第7項中「定額」の次に「又は実費額」を加える。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、現に支払った費用の額が当該定額を超える場合であって、市長が別に定めるときは、実費額とし、その額は、地域の実情を勘案して市長が別に定める額を上限とする。

第19条中「して、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第8号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

* * *

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第9号

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員(正規 団員)	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

* * *

宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第10号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行われていない」の次に「状態の」を加える。

第2条第3号中「空家等のうち、」を「市内に所在する」に改め、同条第7号中「管理不全な」を「適切な管理が行われていない」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 管理不全空家等 市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第4条第1項中「、空家等又は空地が管理不全な状態にならないよう」を削る。

第6条第3項中「管理不全な状態である」を「適切な管理が行われていない状態の」に改める。

第11条第3項中「当該職員又は」を「空地の所有者等に対し、当該空地に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第13条の見出し中「特定空家等又は特定空地の」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第11条」を「第11条第1項から第3項まで」に改め、同

項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、第11条第1項の規定による調査を行い、当該空家等が現に管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空家等として認定するものとする。

第14条中第2項を第3項とし、同条第1項中「法第14条第1項」を「法第22条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理不全空家等の所有者等に対する指導については、法第13条第1項に定めるところによる。

第15条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第14条第2項」を「法第22条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理不全空家等の所有者等に対する勧告については、法第13条第2項に定めるところによる。

第16条第1項中「法第14条第3項から第8項まで及び第13項」を「法第22条第3項から第8項まで及び第13項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第17条第1項中「法第14条第11項及び第12項」を「法第22条第13項及び第14項」に改める。

第18条第1項中「法第14条第9項」を「法第22条第9項」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第14条第2項」に、「第15条第1項」を「第15条第2項」に、「法第14条第10項」を「法第22条第10項」に改め、同条第4項中「命じられるべき者」の次に「（以下この項において「命令対象者」という。）」を加え、「第14条第2項」を「第14条第3項」に、「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「委任した者に」を「委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）にその措置を」に、「相当の期限を定めて、」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を」を「市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、」に改める。

第19条第1項中「管理不全な」を「適切な管理が行われていない」に改める。

第20条第1項中「法第7条第1項」を「法第8条第1項」に改める。

第25条第1項及び第2項中「法第16条第1項」を「法第30条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第11号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、「以下」の次に「市民税について」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「 ）又は法人番号」の次に「（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第119条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第129条第1号中「 ）又は法人番号」の次に「（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第12号

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「含む」を「含み、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5.5」を「5.7」に改める。

第4条中「30.9」を「34.6」に改める。

第5条中「25,200円」を「28,000円」に改める。

第5条の2第1号中「16,700円」を「18,500円」に改め、同条第2号中「8,350円」を「9,250円」に改め、同条第3号中「12,525円」を「13,875円」に改める。

第6条中「2.6」を「2.3」に改める。

第7条中「14.0」を「13.8」に改める。

第7条の2中「11,400円」を「11,200円」に改める。

第7条の3第1号中「7,600円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,550円」に改める。

第8条中「2.3」を「1.9」に改める。

第9条中「16.8」を「18.5」に改める。

第9条の2中「12,400円」を「12,500円」に改める。

第9条の3中「6,200円」を「6,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,640円」を「19,600円」に改め、同号イ(ア)中「11,690円」を「12,950円」に改め、同号イ(イ)中「5,845円」を「6,475円」に改め、同号イ(ウ)中「8,768円」を「9,713円」に改め、同号ウ中「7,980円」を「7,840円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「5,180円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「2,590円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「3,885円」に改め、同号オ中「8,680円」を「8,750円」に改め、同号カ中「4,340円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「12,600円」を「14,000円」に改め、同号イ(ア)中「8,350円」を「9,250円」に改め、同号イ(イ)中「4,175円」を「4,625円」に改め、同号イ(ウ)中「6,263円」を「6,938円」に改め、同号ウ中「5,700円」を「5,600円」に改め、同号エ(ア)中「3,800円」を「3,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,900円」を「1,850円」に改め、同号エ(ウ)中「2,850円」を「2,775円」に改め、同号オ中「6,200円」を「6,250円」に改め、同号カ中「3,100円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,040円」を「5,600円」に改め、同号イ(ア)中「3,340円」を「3,700円」に改め、同号イ(イ)中「1,670円」を「1,850円」に改め、同号イ(ウ)中「2,505円」を「2,775円」に改め、同号ウ中「2,280円」を「2,240円」に改め、同号エ(ア)中「1,520円」を「1,480円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「740円」に改め、同号エ(ウ)中「1,140円」を「1,110円」に改め、同号オ中「2,480円」を「2,500円」に改め、同号カ中「1,240円」を「1,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第14号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を削り、同条第2項中「別表第2の左欄に掲げる」を削り、「同表の中欄」を「規則で定めるところにより、法別表の下欄及び別表第1の右欄」に、「で、同表」を「で、法別表の下欄及び別表第1」に改め、「右欄に掲げる」の次に「事務に関する」を加える。

第4条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務
2 市長	障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する事務
3 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務
4 市長	老人医療費の支給に関する事務
5 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務
6 市長	重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務
7 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務
8 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務

別表第2（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第16号

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律65号」を「法律第65号」に改める。

第2条第1号中「法第13条第1項（）」を「法第10条の5若しくは法第13条（）」に改め、「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、「及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合」及び「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改め、同条第2号中「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、「及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合」を削り、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加える部分に限る。）、同条第2号の改正規定（「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加える部分に限る。）及び同条第3号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第17号

宮津市都市公園条例の一部を改正する条例

宮津市都市公園条例（昭和54年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「前条第1項又は第2項」を「第13条第1項又は第2項」に改める。

別表第2及び別表第3の3の項の表中「西宮津公園ゲートボール場」を「西宮津公園多目的広場」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市都市施設整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第18号

宮津市都市施設整備基金条例を廃止する条例

宮津市都市施設整備基金条例(平成3年条例第1号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第19号

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業給水条例(平成10年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第39条第1項」を「第39条第1号」に改める。

第27条第1項の表中「1,728円」を「1,884円」に、「19円」を「21円」に、「168円」を「184円」に、「203円」を「222円」に、「229円」を「250円」に、「252円」を「275円」に、「244円」を「266円」に、「14,400円」を「15,696円」に、「80円」を「88円」に、「456円」を「498円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第27条の規定は、令和7年10月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、なお従前の例による。

＊ ＊ ＊

宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第20号

宮津市公共下水道条例の一部を改正する条例

宮津市公共下水道条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第21号

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

宮津市学校給食費徴収条例(平成30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「55,200円」を「59,400円」に改め、同条第2号中「60,000円」を「64,200円」に改め、同条第3号中「39,600円」を「42,000円」に改め、同条第4号中「63,600円」を「67,800円」に改める。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費につい

て適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第22号

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員定数条例（昭和53年条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

* * *

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第23号

宮津市議会基本条例の一部を改正する条例

宮津市議会基本条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（調査機関等の設置）

第 1 3 条の 2 議会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。

第20条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、議員報酬の検討のため議長が特に必要があると認めるときは、宮津市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号。この項において「条例」という。）第1条の規定にかかわらず、議長が諮問する場合においても、条例の規定を適用するものとする。この場合において、条例第1条中「市長」とあるのは「議長」と、条例第2条中「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」とあるのは「議長は、議会の議員の議員報酬の額」と、「当該議員報酬等」を「当該議員報酬」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第24号

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項本文中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第25号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第2条の3の2を次のように改める。

第2条の3の2 削除

附則第6条の3第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6条の4中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第18条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第26号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第23条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第2号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び条例において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 市長その他の執行機関は、条例第3条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務を処理するために同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用するものとする。

事務	特定個人情報
条例別表第1の1の項に規定する事務（宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務をいう。）	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険等被保険者資格関係情報」という。） (4) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険等医療保険給付関係情報」という。） (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）
条例別表第1の2の項に規定する事務（宮津市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱（平成19年告示第148号）による障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する事務をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報
条例別表第1の3の項に規定する事務（身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報

条例別表第 1 の 4 の項に規定する 事務（老人医療費の支給に関する 条例（昭和48年条例第 2 号）によ る老人医療費の支給に関する事務 をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (5) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による保険給 付の支給に関する情報
条例別表第 1 の 5 の項に規定する 事務（宮津市子育て支援医療費助 成事業実施要綱（平成 5 年告示第 75号）による子育て支援医療費の 助成に関する事務をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (3) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (4) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24 号）の規定によるひとり親家庭への福祉医療費の支給に関 する情報（以下「ひとり親家庭福祉医療費支給関係情報」 という。）
条例別表第 1 の 6 の項に規定する 事務（宮津市福祉医療費支給事業 実施要綱による重度心身障害者へ の福祉医療費の支給に関する事務 をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (5) 自立支援給付関係情報 (6) 老人医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支 給に関する情報（以下「老人医療費支給関係情報」という。） (7) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の規定による 医療費の助成に関する情報（以下「子育て支援医療費助成 関係情報」という。） (8) ひとり親家庭福祉医療費支給関係情報 (9) 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱 （昭和58年告示第33号）の規定による健康管理費の支給に 関する情報
条例別表第 1 の 7 の項に規定する 事務（宮津市福祉医療費支給事業 実施要綱によるひとり親家庭への 福祉医療費の支給に関する事務を いう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児 童扶養手当の支給に関する情報

	(6) 子育て支援医療費助成関係情報
条例別表第1の8の項に規定する 事務（宮津市重度心身障害老人健康 管理費支給事業実施要綱による 重度心身障害老人健康管理費の支 給に関する事務をいう。）	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (5) 自立支援給付関係情報 (6) 老人医療費支給関係情報 (7) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の規定による重度心 身障害者への福祉医療費の支給に関する情報

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則等の廃止)
- 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年規則第29号）
 - 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年規則第30号）
 - 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年規則第31号）

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第3号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表産業経済部の部農林水産課の項を次のように改める。

農林水産課	農林水産係	農地活用係	産業基盤係
-------	-------	-------	-------

第10条中子ども未来課子ども福祉係の項及び子ども未来課子育て応援係の項を次のように改める。

子ども未来課

子ども福祉係

- 子ども・子育て支援に関すること。
- 児童福祉に関すること。
- 地域子育て支援拠点施設に関すること。
- 放課後における児童の健全育成に関すること。
- 児童福祉関係公共施設に関すること。
- 課の庶務に関すること。

子育て応援係

- 保育所に関すること。
- ファミリー・サポート・センターに関すること。

- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭及び寡婦福祉に関すること。
- (5) 子育て支援医療及びひとり親家庭医療に関すること。
- (6) 家庭相談に関すること。

第11条農林水産課農林水産係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条農林水産課農林水産係の項の次に次の1項を加える。

農地活用係

- (1) 農地の活用に関すること。
- (2) 有害鳥獣対策に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第4号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3及び第7条の4を削る。

第7条の5中「第8条の3第1項」を「第8条の2第1項」に改め、同条を第7条の3とする。

第8条第1項中「第8条の3第1項」を「第8条の2第1項」に改める。

別表第3第10号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表第13号ア中「のため勤務しないことが相当であると認められる場合」を削り、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該子が在籍する学校の休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する休業をいう。）その他これに準じるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第5号

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成11年規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「条例」という。）第8条の3第1項及び第3項並びに第8条の4第1項から第3項までの規定に基づき、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 深夜勤務 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務をいう。

(2) 時間外勤務 条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第3条 条例第8条の3第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第8条の3第1項第2号の規則で定めるものは、小学校、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設その他これらに準ずる施設として市長が認めるものにその子が通学又は利用するため、出迎え又は見送りをを行う職員とする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第4条 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ条例第8条の3第1項の規定による請求を行うものとする。

2 前項の請求において、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後6時45分以前に設定するものとする。

3 前項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合、子が出生した後速やかに当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

4 第1項の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第5条 前条第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を、育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第6条 条例第8条の4第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第8条の4第1項の規定による請求を行うものとする。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第4条第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

第8条 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の4第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を、育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

4 第4条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第8条の4第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前項前段の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の4第2項又は第3項

に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、第1項前段の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の4第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 5 第4条第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

第10条 前条第1項前段の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の4第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

- 2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項前段の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を、育児又は介護の状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

- 4 第4条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第11条 第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第5条第1項第1号、第8条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5条第1項第2号、第8条第1項第2号、前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第5条第1項第5号中「条例第8条の3第1項」とあるのは「条例第8条の3第2項において準用する同条第1項」と、第8条第1項第5号中「条例第8条の4第1項」とあるのは「条例第8条の4第4項において準用する同条第1項」と、前条第1項第5号中「条例第8条の4第2項又は第3項」とあるのは「条例第8条の4第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、父母、子、配偶者の父母又は宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平

成 7 年規則第 2 号) 第 12 条第 1 項に規定する者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 13 条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- （その他）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、早出遅出勤務請求書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 6 号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している会計年度任用職員で、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている」を削り、「場合」の次に「（同表第 1 号から第 3 号まで、第 5 号又は第 6 号の事由の場合は、6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している会計年度任用職員で、1 週間の勤務日が 3 日以上とされているものに限る。）」を加え、同条第 3 項中「6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上任用している」を削り、同条第 4 項中「、第 7 号及び第 8 号」を「及び第 7 号から第 9 号まで」に改める。

別表第 3 第 4 号中「不妊治療に係る通院等」を「会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。）が不妊治療に係る通院等」に改め、同表第 7 号中「会計年度任用職員が」を「会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。）が」に改め、同表第 8 号中「会計年度任用職員の」を「会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。）の」に、「第 8 条の 2 第 1 項」を「第 8 条の 3 第 1 項」に改め、「含む。）」の次に「又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）」を加え、同表に次のように加える。

(9) 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上任用しているものに限る。）が負傷又は疾病のため療養	一の年度において別表第 8 に定める期間
--	----------------------

する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(別表第 2 第 6 号に掲げる場合を除く。)

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 (第 13 条関係)

事由	期間
(1) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席することをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において 5 日(その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間
(2) 要介護者の介護その他市長が定める世話をを行う会計年度任用職員(1 週間の勤務日が 3 日以上であるものに限る。)が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 7 号

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則

宮津市職員の扶養手当支給に関する規則(昭和 30 年規則第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第 10 条の規定による扶養手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(扶養親族の範囲)

第 2 条 条例第 10 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が、年額130万円以上である者
- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者（届出）

第3条 新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（認定）

第4条 任命権者は、前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者であると認められる場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。

- 3 任命権者は、前2項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、扶養親族届の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年改正条例附則第2項の規定が適用される間の読替え）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の宮津市職員の扶養手当支給に関する規則（以下「改正後の扶養手当支給規則」という。）第3条第1項中「条例」とあるのは「宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第5号）附則第4条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、第5条第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 8 号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第10条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18

31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	22	34	34	46	35
55	23	35	35	47	36
56	24	36	36	48	36
57	25	37	37	49	37
58	25	37	37	50	37
59	26	38	37	51	38
60	26	38	38	52	38
61	27	39	38	53	39
62	27	39	38	54	39
63	28	40	39	55	40
64	28	40	39	56	40
65	29	41	39	57	41
66	29	41	40	58	42
67	30	42	40	59	43

68	30	42	40	60	44
69	31	43	41	61	45
70	31	43	41	62	46
71	32	44	41	63	47
72	32	44	42	64	48
73	33	45	42	65	49
74	33	45	42	66	50
75	33	45	43	67	51
76	34	45	43	68	52
77	34	46	43	69	53
78	34	46	44	70	54
79	35	46	44	71	55
80	35	46	44	72	56
81	35	47	45	73	57
82	36	47	45	74	58
83	36	47	45	75	59
84	36	47	45	76	60
85	37	48	46	77	61
86	37	48	46	78	61
87	38	48	46	79	61
88	38	48	46	80	61
89	39	49	47	81	62
90	39	49	47	82	62
91	40	49	47	83	63
92	40	49	47	84	63
93	41	49	48	85	64
94		50	48	86	64
95		50	48	87	64
96		50	48	88	64
97		50	49	89	65
98		50	49	90	65
99		51	50	91	65
100		51	50	92	65
101		51	51	93	66
102		51	51	94	66
103		51	52	95	67
104		52	52	96	67

105		52	53	97	68
106		52	53		
107		52	54		
108		52	54		
109		53	55		
110		53			
111		53			
112		53			
113		54			
114		54			
115		54			
116		54			
117		55			
118		55			
119		55			
120		55			
121		56			
122		56			
123		56			
124		56			
125		57			

イ 教育職給料表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1

20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1
26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	37	1
47	38	1
48	38	1
49	39	1
50	39	1
51	40	1
52	40	1
53	41	1
54	41	1
55	42	1
56	42	1
57	43	1
58	43	2
59	44	3
60	44	4
61	45	5
62	45	6
63	46	7
64	46	8
65	47	9
66	47	10
67	48	11
68	48	12
69	49	13

70	49	14
71	50	15
72	50	16
73	51	17
74	51	18
75	52	19
76	52	20
77	53	21
78	53	22
79	53	23
80	54	24
81	54	25
82	54	26
83	55	27
84	55	28
85	55	29
86	56	30
87	56	31
88	56	32
89	57	33
90	57	34
91	58	35
92	58	36
93	59	37
94	59	38
95	60	39
96	60	40
97	61	41
98	61	42
99	61	43
100	61	44
101	62	45
102	62	46
103	62	47
104	62	48
105	63	49
106	63	50
107	63	51
108	63	52
109	64	53
110	64	54
111	64	55
112	64	56
113	65	57
114	65	57
115	65	58
116	65	58
117	66	59
118	66	59
119	66	60

120	66	60
121	67	61
122	67	61
123	67	62
124	67	62
125	68	63
126		63
127		64
128		64
129		65
130		65
131		66
132		66
133		66
134		66
135		67
136		67
137		67
138		67
139		68
140		68
141		68
142		68
143		68
144		68
145		68
146		68
147		68
148		68
149		68
150		68
151		68
152		68
153		68
154		69
155		69
156		69
157		69

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 9 号

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（手当等の額）」に改め、同条中「勤務に従事した時間が 6 時間を超え

る場合は4,000円、勤務に従事した時間が2時間以上6時間以下の場合は2,000円」を「4,000円（勤務に従事した時間が2時間以上の場合に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第19条の3第3項の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「条例第4条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「次号及び第3号に掲げる職員」に改め、同条第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「条例第4条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号に次の1号を加える。

(3) 条例第4条第3項に規定する特定任期付職員 100分の87.5

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会に対する事務委任規則（平成9年規則第27号）の一部を次のように改正する。

本則中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) スポーツ推進員に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

* * *

宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

宮津市スポーツ推進委員に関する規則（令和3年規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第14号

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則（令和3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「住民税非課税世帯においては」を「奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の生計維持者（父母又は父母がいない場合は、代わって家計を維持している者をいう。）の住民税所得割が非課税の世帯に属する者については」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に奨学金の貸与を受けていない者であって、条例第2条第1項第2号イに該当するものが、次条の規定により奨学金の貸与を受けようとする日の属する年度の4月1日から9月30日までに貸与の申請を行う場合は、前項に規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を上限とする。

第4条第1項中「奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第15号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則（平成29年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「特定空家等又は特定空地の」を削り、同条中第2項を第4項とし、同条第1項中「（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として、次の2項を加える。

市長は、条例第11条の規定による調査を行い、当該空家等が管理不全空家等であると認めるときは、当該管理不全空家等の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該管理不全空家等の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、管理不全空家等該当通知書により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を

確知することができないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該管理不全空家等の所有者等が法に定める基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講じたことにより管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等状態改善通知書により当該所有者等に対し通知するものとする。

第5条第1項中「法第14条第1項の」を「法第13条第1項の規定による指導又は法第22条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「条例第14条第2項」を「条例第14条第3項」に改める。

第6条第1項中「法第14条第2項」を「法第13条第2項又は法第22条第2項」に改め、同条第2項中「条例第15条第2項」を「条例第15条第3項」に改める。

第7条第1項中「法第14条第3項」を「法第22条第3項」に改める。

第8条第1項中「法第14条第4項」を「法第22条第4項」に改め、同条第2項中「法第14条第5項」を「法第22条第5項」に改める。

第9条中「法第14条第7項」を「法第22条第7項」に改める。

第10条中「法第14条第11項」を「法第22条第13項」に改める。

第11条第1項中「法第14条第9項」を「法第22条第9項」に改め、同条第7項中「法第14条第3項」を「法第22条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第16号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「施行令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第43条第1項中「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第2項中「収納の」を「収納に関する」に、同項第4号中「収入事務受託者の払い込み」を「指定公金事務取扱者の払込み」に改める。

第45条第2項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第48条第1項中「施行令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「収入金」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者又は歳入の収納に関する事務の委託を受けた者は、収入金を収納したときは、出納機関が別に定める方法により、収入金を指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込まなければならない。この場合において、歳入の収納に関する事務の委託を受けた者は、収入命令権者の指示するところにより、収納報告書を作成し、提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、出納機関が別に定めるところにより指定金融機関又は指定代理金融機関への収入金に係る収納済通知書及び収納金払込書の提出を要するときは、収入金に係る収納済通知書に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により収入命令権者に報告することをもって、当該収納済通知書及び収納金払込書の提出に代えることができる。この場合においては、同項後段の規定による収納報告書の作成及び提出を要しない。

第63条第3項中「記名押印」を「氏名及び住所（法人にあっては、名称又は代表者の氏名及び事務所の所在地）の記載」に改め、後段を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第81条第1項中「施行令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「支出の」を「公金の支出に関する」に、同条第2項中「支出の」を「公金の支出に関する」に改める。

第89条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、現金での収納を行う場合につき金を必要とするときは、同一の者に対し1万円以内の範囲内において、直接現金で支払うことができる。

第89条第4項中「40万円」を「80万円」に改め、同条第5項中「前2項」を「第3項」に改め、「支出伝票に会計管理者直接払の確認印を押印し、支払をするとともに、収支日計表により」を削り、同条第6項を削る。

第93条を次のように改める。

(口座振替)

第93条 施行令第165条第2項の規定に基づく口座振替の方法による支払は、支払金融機関が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があった場合に行うことができる。

2 出納機関は、口座振替による支払をしようとするときは、振込明細書（電磁的記録により作成されたものを含む。）に口座振込依頼書又は小切手（以下「振込明細書等」という。）を添えて、支払金融機関に交付しなければならない。この場合において、出納機関は、支払金融機関から振込明細書等を受領した旨を証する書面を徴するものとする。

第97条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第116条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第145条第1項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第154条第2項中「第93条」を「第93条第1項」に改め、「「口座振替」と記載した支出伝票とともに」を削る。

第158条第4項中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第230条第1項及び第3項中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第234条中「アラビア数字」を「アラビア数字」に改め、「（「一」、「二」、「三」及び「十」の数字は、「壱」、「弐」、「参」及び「拾」の字体とする。）」を削る。

第235条第2項中「朱（朱書の場合は青又は黒）で2線を引き、押印し、又は押印させ、その右側又は上側に正書するとともに、訂正した文字は明らかに読むことができるようにしておかなければ」を「その箇所を、明瞭に加筆又は削除し、又は訂正後の文書に差し替えなければ」に改める。

第237条中「請求書、見積書、」及び「債権者又は」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第17号

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

宮津市予防接種事故災害補償規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表を次のように改める。

補償金の種類	補償基準	補償金額
死亡補償金	補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内（以下「対象期間」という。）に当該補償対象者が死亡した場合	全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書における

障害補償金	対象期間に当該補償対象者が令別表第2に定める下欄の等級の障害（対象期間に障害の程度が確定しない場合は、当該対象期間の最終日の前日における医師の診断に基づき決定した等級の障害）の状態になった場合	行政措置災害補償保険に関する事項で定める保険金額
-------	--	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第18号

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

予防接種等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表新型コロナウイルス感染症予防接種の項の次に次のように加える。

帯状疱疹予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	3,000円
帯状疱疹予防接種（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）	7,000円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第19号

宮津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「西宮津公園ゲートボール場」を「西宮津公園多目的広場」に改め、同条第6項中「第4条第1項第1号」を「第4条第2項各号」に改める。

別表第1中「西宮津ゲートボール場」を「西宮津公園多目的広場」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第20号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食費徴収条例施行規則（平成30年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「290円」を「310円」に、「340円」を「365円」に、「210円」を「225円」に、「23円」を「29円」に、「187円」を「196円」に、「340円」を「365円」に改める。

第7条第1項中「4,600円」を「4,950円」に、「5,000円」を「5,350円」に、「3,300円」を「3,500円」に、「5,300円」を「5,650円」に改め、同条第2項中「あたり340円」を「あたり365円」に改める。

附則に次の2項を加える。

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、学校給食費の1食当たりの単価は、小学校にあっては250円、中学校にあっては290円、幼稚園にあっては180円（主食費を20円とし、副食費を160円）とする。

7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、学校給食

費の1月当たりの額は、小学校にあつては4,000円、中学校にあつては4,300円、幼稚園にあつては2,800円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条第1項及び第7条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第21号

宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第9条第2項中「第8条の3第1項」を「第8条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があつたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 黄 前 佳 之
- 3 変更年月日 令和7年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があつたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>

氏名 村 上 安 司

3 変更年月日 令和 7 年 2 月 16 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年10月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 11 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 浪花自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 杉 本 辰 夫

3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第13号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 19 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 京都府宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮 崎 茂 樹

所在地 京都府宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

3 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（宮津市字鶴賀2164番地の2）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社FoundingBase

代表者 代表取締役 山 本 賢 司

所在地 東京都世田谷区代沢2-25-7下北沢ヒルズ1

(2) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで

4 宮津まちなか地域振興拠点施設（宮津市字浜町3007番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 ハマカゼプロジェクト株式会社

代表者 代表取締役 坂 本 亮

所在地 京都府宮津市字浜町3008番地

(2) 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 天橋立駐車場（宮津市字文珠647番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 アマノマネジメントサービス株式会社

代表者 代表取締役社長 小 針 宏 之

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号アマノ第二ギャラクシービル

(2) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 宮津駅前駐車場（宮津市字鶴賀2065番地の35）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 アマノマネジメントサービス株式会社

代表者 代表取締役社長 小 針 宏 之

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号アマノ第二ギャラクシービル

(2) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

* * *

宮津市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

字	小 字	地 番	付 記
由良	上良	3069	
由良	浜	3820 の 5	

上記の土地を字由良小字浜頭に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	東川	472 の 2	

上記の土地を字江尻小字上菜切に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	東川	546	
〃	〃	547 の 1	
中野	東六反田	945 の 1	
〃	〃	945 の 2	
〃	〃	946	
〃	〃	947 の 1	
〃	〃	947 の 2	
〃	〃	948	

上記の土地を字江尻小字六反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	北垣	661 の 3	
大垣	下河原	290 の 2	
〃	丁田	295 の 3	

上記の土地を字江尻小字見谷口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	下菜切	811 の 2	
〃	〃	812	

上記の土地を字江尻小字五反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
---	-----	-----	-----

江尻	丁田	847 の 1	
大垣	〃	296 の 1	
中野	眞戸場	967	

上記の土地を字江尻小字マトバに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	下坪	896 の 6	
〃	〃	897 の 3	
〃	神主分	952 の 2	
〃	〃	953 の 2	
大垣	深田浜	323	

上記の土地を字江尻小字東浜に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	磯町	1042 の 1	
難波野	東深田	238 の 1	
〃	〃	239 の 1	
大垣	深田	364 の 1	
〃	〃	365	
中野	〃	1042 の 1	
〃	東深田	1044 の 1	
〃	東深田東角	1047	
〃	へう町	1049 の 1	
〃	大袖浜	1053	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字江尻小字深田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	トイシバ	1051 の 1	
〃	〃	1051 の 2	
〃	〃	1052 の 1	
〃	〃	1052 の 2	
〃	〃	1055	
〃	〃	1056	
難波野	大袖	247 の 2	
〃	〃	250 の 1	
〃	〃	250 の 2	
大垣	〃	391 の 2	
中野	ツカワラ上	1054 の 1	
〃	〃	1054 の 4	
〃	ツカワラ下切	1055 の 2	
〃	〃	1055 の 3	

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字江尻小字大西に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	大袖	1195 の 1	
大垣	〃	395	

上記の土地を字江尻小字大袖浜に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	ケシ川	1198 の 2	

上記の土地を字江尻小字ナヤダに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	東金持	1435	

〃	申谷	1480	
難波野	生産屋ケ谷	339	
〃	〃	339 の 1	
〃	〃	340	
〃	〃	341	

上記の土地を字江尻小字五斗田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	高石浜	1571 の 1	
〃	〃	1574 の 4	
難波野	高石	441 の 3	
〃	〃	443 の 3	
〃	〃	443 の 6	
〃	〃	445 の 1	
〃	〃	446 の 1	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字江尻小字高石に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	見谷	75 の 1	

上記の土地を字江尻小字見谷に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	大石谷口東切	311	
大垣	ケシ川	405	
〃	〃	406	
〃	〃	407	

上記の土地及びその土地に隣接する水路を字江尻小字大石谷口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	五斗田	364 の 1	

上記の土地を字江尻小字二反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	前田	273 の 1	
〃	〃	273 の 2	
〃	〃	276	
〃	〃	277 の 1	
中野	池ノ尻	936 の 1	
〃	〃	936 の 3	
〃	〃	937 の 1	
〃	〃	937 の 3	
〃	〃	938	
〃	〃	938 の 1	
〃	〃	940	
〃	〃	941	
〃	〃	942	
〃	〃	943 の 1	
〃	〃	943 の 2	
〃	〃	944 の 1	
〃	〃	944 の 2	
〃	池ノ尻下切	939 の 1	
〃	〃	939 の 2	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字江尻小字池ノ尻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	下河原	292 の 2	
〃	〃	292 の 4	
〃	〃	292 の 5	

上記の土地を字江尻小字北垣に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	横田	311	
〃	〃	311 の 2	
〃	〃	311 の 4	
〃	〃	311 の 5	
〃	〃	311 の 6	
〃	〃	311 の 7	
〃	〃	311 の 8	
〃	〃	311 の 10	

上記の土地を字江尻小字横田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	深田浜	324	

上記の土地を字江尻小字深田浜に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	新替	416 の 2	

上記の土地を字江尻小字ケン川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	中江	976	

上記の土地を字江尻小字中江に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	堀分	998 の 1	

上記の土地を字江尻小字堀分に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	細田	1008 の 2	
〃	〃	1009	
〃	細田堤関	1010	

上記の土地を字江尻小字砂田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	見谷口	860	

上記の土地を字難波野小字大道に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	見谷口	865	

上記の土地を字難波野小字那光寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	横田	875 の 10	

上記の土地を字難波野小字横田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	難波ノ下	959	
〃	〃	960	
〃	〃	961	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字難波野小字浜縄手に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	滝ヶ鼻	962	
中野	タモノ木	1012	
〃	〃	1013	

上記の土地を字難波野小字老町田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	打杵	969 の 1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字難波野小字沖田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	谷口	974 の 3	
難波野	林ノ下	149 の 2	
〃	〃	149 の 3	

上記の土地を字難波野小字谷口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	ケシ川	1403 の 1	
難波野	芥子川砂畑	302 の 1	
〃	芥子川道下	304 の 5	
大垣	ケシ川	408 の 1	
中野	新ガイ	1086 の 2	

上記の土地及びその土地に隣接・介在する水路を字難波野小字芥子川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	金持	1423 の 2	

上記の土地を字難波野小字金持に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	二反田	1509 の 7	

上記の土地を字難波野小字二反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	高石	1566 の 1	
〃	〃	1566 の 2	
〃	〃	1568 の 2	
〃	〃	1570 の 2	
中野	高石	1113 の 3	
〃	〃	1116 の 1	

上記の土地を字難波野小字高石に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	家ノ下	54 の 3	

上記の土地を字難波野小字大道に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	稲木場	129	
〃	宮ノ下	130 の 1	

上記の土地を字難波野小字堂ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	川向	143 の 丙	

上記の土地を字難波野小字家ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	林ノ下	148 の 1	

上記の土地を字難波野小字札場に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	家ノ下	160	

上記の土地を字難波野小字川端に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	沖田	199 の 2	

上記の土地を字難波野小字外浜に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	東塚原	246	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字難波野小字塚原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	芥子川	266 の 2	
〃	〃	266 の 3	
〃	〃	266 の 4	
〃	〃	273 の 2	
〃	芥子川道下	304 の 2	
大垣	ケシ川	398 の 1	
中野	〃	1085	

上記の土地を字難波野小字西芥子川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
大垣	大袖	391 の 3	

上記の土地を字難波野小字大袖に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	堀分ノ上	996 の 2	
〃	〃	996 の 3	

上記の土地を字難波野小字浜田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	細田道上	1011	

上記の土地を字難波野小字下坪に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	打杵	1030	

上記の土地を字難波野小字細田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	阿弥陀堂	612	
〃	〃	613	
〃	北垣	656 の 2	
〃	〃	658 の 2	
〃	〃	661 の 4	

上記の土地を字大垣小字下河原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	北垣	616 の 4	
大垣	下河原	224 の 1	

上記の土地を字大垣小字上川原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	見谷口	667 の 1	

上記の土地を字大垣小字丁田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	横田	875 の 3	

上記の土地を字大垣小字横田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	四反田	1044	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を字大垣小字四反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	大袖浜	1193 の 3	

上記の土地を字大垣小字大袖に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
難波野	阿弥陀堂	23 の 1	

上記の土地を字大垣小字大川に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	モロカ	626	
〃	見谷	637	
〃	モロカ見谷	10005 の 1	
中野	眞名井角力場下	907	
〃	〃	908	

上記の土地を字中野小字眞名井に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
江尻	中江	674 の 1	
〃	〃	674 の 2	

上記の土地を字中野小字中江に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	浜田川淵	966 の 1	
〃	〃	966 の 3	
〃	〃	966 の 4	
〃	〃	966 の 5	

上記の土地を字中野小字浜田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	沖深田	1048	

上記の土地を字中野小字東深田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	大袖上	1052	

上記の土地を字中野小字大袖に変更する。

備考 字由良に係る地番は令和3年10月1日現在、字江尻、字難波野、字大垣及び字中野に係る地番は平成29年12月28日現在のものである。

* * *

宮津市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長(m)

タヶ丘線	(起点) 宮津市字須津小字黍 1626 番地の 5 地先	前	4.80～11.00	660.5
	(終点) 宮津市字須津小字赤道 1884 番地の 1 地先	後	4.80～11.00	763.7
タヶ丘北線	(起点) 宮津市字須津小字岡田 1812 番地の 1 地先	前	3.60～7.20	279.0
	(終点) 宮津市字須津小字赤道昇 1834 番地先	後	3.60～7.20	279.0
タヶ丘南北線	(起点) 宮津市字須津小字幽浦 1803 番地先	前	5.10～5.70	107.0
	(終点) 宮津市字須津小字幽浦 1803 番地先	後	5.10～6.50	107.0

* * *

宮津市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
タヶ丘線	宮津市字須津小字黍 1626 番地の 5 地先から 宮津市字須津小字赤道 1884 番地の 1 地先	令和7年3月31日
タヶ丘北線	宮津市字須津小字岡田 1812 番地の 1 地先から 宮津市字須津小字赤道昇 1834 番地先	令和7年3月31日
タヶ丘南北線	宮津市字須津小字幽浦 1803 番地先から 宮津市字須津小字幽浦 1803 番地先	令和7年3月31日

* * *

宮津市告示第17号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用	3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
	部分使用				
	競技場の2分の1を 使用する場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円
	競技場の4分の1を 使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
剣道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
柔道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
多目的練習場		1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
トレーニング室（1人につき）		310円	310円	310円	—
会議室		620円	830円	1,040円	2,300円
健康体力相談室		410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券（11回）	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
剣道場	冷 房 料	1時間につき 410円
	暖 房 料	1時間につき 410円
柔道場	冷 房 料	1時間につき 410円
	暖 房 料	1時間につき 410円
会議室	冷 房 料	1時間につき 310円
	暖 房 料	1時間につき 310円

(3) 付属設備利用料金

区 分		単 位	利用料金	備 考
移動ステージ		一式 1日につき	20,950円	
バレーボール競技用具		1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具		1組 1日につき	200円	
テニス競技用具		1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具		1組 1日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具		1組 1日につき	200円	
卓球競技用具		1組 1日につき	200円	
放送設備		一式 1日につき	1,570円	
展示用パネル		1枚 1日につき	100円	
コインロッカー		1回	50円	
器 電 具 光	システムカウ ンター	1台 1日につき	200円	操作盤

	ショットクロック	1 台 1 日につき	200 円	
	スポーツタイマー	1 台 1 日につき	200 円	
温水シャワー		1 回	100 円	
ジェットヒーター		1 台 1 時間につき	550 円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー、温水シャワー及びジェットヒーターを除く。)

2 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第18号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成 4 年規則第13号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分			使用の単位		利用料金の額
施設	宮津市民球場		1 面	1 時間	1,880 円
	宮津市民グラウンド		全 面	1 時間	620 円
			1/2 面	1 時間	410 円
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	1 時間	520 円
		第 2	1 面	1 時間	210 円

備考

1 定期利用団体に登録した団体（1 か月間の利用回数が概ね 3 回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者が登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の 10 分の 8 とする（第 2 テニスコートを除く。）。

2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 5 倍の額とする。

付属設備利用料金

区 分			使用の単位		利用料金の額
付属設備	宮津市民球場附属電気設備		一式	1 時間	410 円
	夜間照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,180 円
			南面	1 時間	2,300 円
			北面	1 時間	1,880 円
		宮津市民テニスコート	1 面	1 時間	520 円
	放送設備		一式	1 時間	210 円
	天幕		1 張	1 日	520 円
	長机		1 脚	1 日	50 円
	椅子		1 脚	1 日	30 円
	シャワー		1 回		100 円

コインロッカー	1回	100円
---------	----	------

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする（シャワー、コインロッカー除く。）。

2 適用年月日

令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第19号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金を次のとおり承認したので、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）第6条第3項の規定により告示する。

令和7年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

使用場所及び区分				使用の単位	使用者	利用料金の額
レンタルオフィス		1		1 月	法人	31, 000 円
		2				34, 000 円
		3				34, 000 円
		4				31, 000 円
		5				24, 000 円
		6				23, 000 円
		7				30, 000 円
		8				26, 000 円
		9				43, 000 円
コワーキング スペース	フ リ ー ア ド レ ス	席利用	1 席	3 時間未満	市内在住・在勤	1 人につき 330 円
					市外在住	1 人につき 550 円
				3 時間以上	市内在住・在勤	1 人につき 550 円
					市外在住	1 人につき 1, 100 円
				1 月	市内在住・在勤	1 人につき 3, 300 円
					市外在住	1 人につき 5, 500 円
		ス ペ ー ス 利用	半面	1 時間		550 円
			全面	3 時間未満		3, 300 円
		3 時間以上		3 時間未満料金に 1 時間につき 1, 100 円を加算した額		
			個別ブース		1 時間	
温水シャワー				1 回		100 円

2 適用年月日 令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第20号

宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金を次のとおり承認したので、宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則（令和2年規則第15号）第5条第3項の規定により告示する。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
観光案内所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
農産物等直売所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
飲食物等販売所	使用面積1平方メートルにつき 1月	2,000 円
観光案内所等の屋外部分(駐車目的以外の使用に限る。)	使用面積1平方メートルにつき 1日	100 円
簡易テント	1張1日につき	350 円
長机	1脚1日につき	100 円
簡易テーブル、イス	1セット1日につき	250 円

2 適用年月日

令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第21号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱(平成25年告示第104号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(3) 任用型隊員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として第2条の活動に従事する隊員

第6条第3項第1号中「職務」を「第2条の活動」に改める。

第8条第1項中「個人型隊員には、」を「市長は、個人型隊員の」に改め、「として、1月当たり208,000円」を削り、同条第3項中「隊員」の次に「及び任用型隊員」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱(令和元年告示第10号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第23号

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「10分の8」を「10分の7」に改め、同条第2号中「10分の7」を「10分の6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に利用する人間ドックによる総合健康診断について適用し、同日前に利用する人間ドックによる総合健康診断については、なお従前の例による。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第24号

令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和6年度低所得者向け給付金事業実施要綱（令和7年告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和7年3月31日」を「令和7年7月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第25号

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成23年告示第108号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「活動は、」の次に「原則として」を加え、同項ただし書中「子どもが病気の場合等、会員相互の」を「まかせて会員とおねがい会員との間で」に改める。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（助成金）

第10条 市長は、おねがい会員が次の各号に掲げる世帯に属する者である場合は、当該会員がまかせて会員に支払った報酬に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、それぞれ当該各号に定める金額を予算の範囲内において報酬の助成金として交付する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 当該支払った報酬の額に100分の100を乗じた額

（2）市町村民税非課税世帯 当該支払った報酬の額に100分の90を乗じた額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当受給世帯 支払った報酬の額に100分の50を乗じた額（当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）（交付申請等）

第11条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市ファミリー・サポート・センター援助活動報酬助成金交付申請書に必要書類を添付して、援助活動を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項の規定による助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第26号

宮津市子育てサポーター育成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育てサポーター育成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の子育て支援の輪を広げ、子育てを地域で支え、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て支援の担い手となる人材を確保し、育成するため、市が行う子育てサポーター育成事業について必要な事項を定めるものとする。

（子育てサポーター）

第2条 子育てサポーターは、次に掲げる要件を満たす者で、市長の承認を得たものとする。

- (1) 市内に居住する者であること。
- (2) 心身ともに健康で活動に理解と熱意を有し、積極的に活動を行うことができる者
- (3) 自宅又は公共施設等で安全に子どもを預かることができる者
- (4) 市が指定する講習会等を受講できる者

（活動の内容）

第3条 活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校等（以下「保育所等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育所等の終了時間後子どもを預かること。
- (3) 保育所等までの子どもの送迎を行うこと。
- (4) 子どもが軽度の病気の場合等に子どもを預かること。
- (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援のために市長が必要と認めること。

（活動の実施方法）

第4条 子育てサポーターは、市からの依頼により活動を行うものとする。

2 子育てサポーターは、活動を実施したときは、活動報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（報酬等）

第5条 市長は、子育てサポーターの活動報告確認後、別表に定める基準により報酬を支払うものとする。

2 市長は、第2条第4号に規定する講習会等の受講に必要な交通費等を支給するものとする。

（遵守事項）

第6条 子育てサポーターは、第3条の活動により知り得た他の家族の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、活動報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

活動の実施日	活動の時間	報酬基準額 (1時間当たり)
月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)	7時から20時まで	1,000円
	上記以外の時間	1,200円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	終日	1,200円
備考		
1 活動の時間が1時間未満の場合は1時間の料金とする。		
2 活動の時間が1時間を超えて1時間未満の端数がある場合は、端数が30分未満のときは報酬基準額の半額を、30分以上のときは1時間あたりの報酬基準額を加算する。		
3 兄弟姉妹等複数の子どもを預かる場合は、2人目から半額とする。		

* * *

宮津市告示第27号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職業経験が乏しく技能も十分でない」を削る。

第2条中「支給対象者」を「支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けている者であること。

第3条第3号中「限る。）」の次に「（以下「指定教育訓練」という。）」を加える。

第4条第1項第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同項第2号中「前条第3号の講座」を「指定教育訓練」に改め、「する者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「授業料」を「受講料」に、「10円未満」を「当該額に10円未満」に、「修学年数に40万円を乗じて得た額」を「当該額」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）ものに限る。） 当該支給対象者が教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学科及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは、240万円）とし、12,000円を超えないときは給付金は支給しない。

第6条第2項に後段として次のように加える。

なお、給付金の支給方法について第9条第2項の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

第6条第3項中「掲げる書類」の次に「等」を、「公簿等」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

（2）母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第7条第1項中「1月」を「30日」に改め、同条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1）申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

第7条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「講座」を「教育訓練講座」に改め、「書類」の次に「又は申請者の受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4第3号に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）（第9条第2項の規定を適用する場合に限る。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「支給決定」を「支給決定等」に改め、同条中「支給申請書」の次に「又は支給申請書（追加支給用）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第2号に規定する者に対する給付金の支給については、あらかじめ教育訓練講座を実施する教育訓練施設に対して受講証明書の発行が可能であることの確認等を行い、関係機関と連絡調整した上で、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給の決定を行うことができる。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（追加支給申請）

第8条 給付金の追加支給を受けようとする者は、教育訓練講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による追加支給申請は、教育訓練講座を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 支給申請書（追加支給用）の提出に当たっては、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、本人の同意に基づき公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

（1）申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

（2）母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（3）教育講座を実施する教育訓練施設の長が当該講座を修了したことを証明することができる書類

（4）教育訓練経費の額を証明することができる書類

（5）雇用保険制度の教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）

（6）申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

— * * * —

宮津市告示第28号

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のただし書を加える。

ただし、その者の所得が児童扶養手当を受給することができる同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き支給対象者とする。

第6条第2項中「とする」を「とし、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる」に改める。

第9条第2項中「公簿」の次に「等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることを含む。以下同じ。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。以下同じ。）の所得の額等に係る市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年とする。以下同じ。）の所得の額等に係る市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和6年8月30日から適用する。

— * * * —

宮津市告示第29号

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱（平成5年告示第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「において」の次に「、」を、「意義は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第1号中「満15歳」を「満18歳」に、「乳児、幼児、児童及び生徒」を「者」に改め、同条第2号中「、子ども」を「子ども」に、「する者」を「するもの」に改める。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、本人の同意に基づき公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることを含む。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

第 8 条中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱（令和 3 年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 子育て家庭を応援する取組又は従業員に対する仕事と子育ての両立の支援に関する取組を実施していること。

別表を削る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年告示第111号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市子育て応援事業補助金交付要綱

第 1 条中「市内の事業所等において」を削り、「を整備するもの」を「の整備及び子育て支援サービスを開発する者」に改める。

第 2 条中「第 3 条に規定する子育て応援事業所の認定基準を満たす（この補助金の交付を受けて備品を整備することにより当該認定基準を満たす場合を含む。）もの」を「による応援事業所の認定を受けた者（この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施することにより当該認定基準を満たし、応援事業所の認定を受ける意思がある者を含む。）」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、同一年度に 1 回限りとする。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書」を「宮津市子育て応援事業補助金交付申請書」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(交付申請の変更等)

第5条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市子育て応援事業補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

第7条中「宮津市子育て応援環境整備事業費補助金実績報告書」を「宮津市子育て応援事業補助金実績報告書」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「もの」を「者」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「した備品」を「又は購入した設備、備品等」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書等」を「宮津市子育て応援事業補助金交付申請書等」に改め、同条を第9条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 子育て応援環境整備事業	子育て家庭に配慮した設備の設置、施設等の改修及び備品等の購入をする事業	設備の設置及び施設等の改修に係る経費、備品等の購入に係る経費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度額とする。
2 子育て支援サービス開発事業	子ども又は子育て家庭向けに新たな製品又はサービスを開発する事業	外部専門家への報酬及び旅費、マーケティングに係る経費、機械装置及び備品の購入等に係る経費、広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度額とする。

備考 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金等の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「180万円」を「190万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」を「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」に改める。

第5条第1項中「与謝野町長」を「宮津市長」に改め、同条第2項中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「宮津市及び伊根町（以下「関係市町」）」を「伊根町及び与謝野町（以下「関係町」）」に改める。

第6条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第7条第2項中「関係市町」を「関係町」に、「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第8条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第9条中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「与謝野町議会」を「宮津市議会」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

第11条中「与謝野町」を「宮津市」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 名称 天橋立文珠繁栄会 会長 山本 眞吾
 住所又は事務所の所在地 <省 略>
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 天橋立ターミナルセンター使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
 令和7年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から契約満了まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
READYFOR 株式会社	東京都千代田区一番町8

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
寄附金

- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
寄附金

- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 公益社団法人京都府獣医師会
住所又は事務所の所在地 京都市下京区西七条掛越町65番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第38号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
小 田 浩 貴	<省 略>
芦 田 伸 一	<省 略>

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料

- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第39号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社富田	宮津市字本町 1011 番地
有限会社島崎元水堂	宮津市字魚屋 883 番地の 1
有限会社梅徹商店	宮津市字魚屋 941 番地
天橋立市場株式会社	宮津市字漁師 1775 番地の 26
武 田 利代子	宮津市字杉末 1515 番地
三 輪 修	宮津市字蛭子 1127 番地
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地
河 島 富 雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
ファミリーマート 宮津天橋立インター店 店長 吉 田 真 也	宮津市字宮村 1056 番地の 1
株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店 店長 吉 井 秀 和	宮津市字宮村 1203 番地
株式会社山本金物店	宮津市字波路 2170 番地
三丹商事株式会社	宮津市字獅子崎 144 番地の 35
ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一	宮津市字由良 219 番地
熊 田 祐 子	宮津市字由良 2131 番地
小 西 義 光	宮津市字由良 2536 番地
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
株式会社黒岡	宮津市字須津 748 番地の 1
橋 本 英 一	宮津市字須津 145 番地の 1
山 下 大 輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
羽 渕 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地
内 藤 博 子	宮津市字溝尻 399 番地
島 崎 幹 朗	宮津市字大島 200 番地
嶋 崎 忠 義	宮津市字大島 465 番地
株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店 店長 森 戸 祐 喜	与謝郡与謝野町字男山 227 番地
株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店 店長 塩 谷 啓 太	与謝郡与謝野町字石川 454 番地の 1
株式会社にしがき	京丹後市大宮町口大野 88 番地
京都生活協同組合丹後支部	京丹後市大宮町河辺 3677 番地
株式会社向陽	舞鶴市字森駒谷 58 番地の 12
株式会社さとう	福知山市東野町 1 番地福知山東野ビル
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市綿町 104 番地
株式会社ユタカファーマシー	岐阜県大垣市林町十丁目 1339 番地 1
ファミリーマート 宮津日置店 店長 米 田 拓 巳	宮津市字日置小字大田 3953 番地の 1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

— * * * —

宮津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
河 島 富 雄	宮津市字鶴賀 2163 番地の 11
富 田 久 雄	宮津市字吉原 2552 番地の 1
本 間 泉	宮津市字喜多 1157 番地
松 岡 照 幸	宮津市字喜多 2260 番地の 2
山 下 大 輔	宮津市字文珠 462 番地の 2
ヤノ株式会社	宮津市字須津 413 番地の 48
羽 淵 扶喜男	宮津市字大垣 804 番地
内 藤 博 子	宮津市字溝尻 399 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

— * * * —

宮津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

備考 LINE Pay 株式会社への公金事務の委託期間は令和7年4月23日までとする。

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

市府民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に委託した公金事務に係る歳入等

市府民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）

3 指定納付受託者として指定をした日

令和7年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 株式会社ソラスト

住所又は事務所の所在地 東京都港区港南 2-15-3 インターシティC棟 12F

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市休日応急診療所における診療費等

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 YMSほりかわ

住所又は事務所の所在地 京都府京都市西京区御陵峰ヶ堂町 2-17-1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市由良診療所における手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人宮津市民実践活動センター	宮津市字浜町 3000 番地
特定非営利活動法人天橋作事組	宮津市字宮村 1123 番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

宮津市史等頒布収入

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者の権限に属する事務の一部を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで出納員へ、出納員の当該事務の一部を分任出納員へ委任したので、同項の規定により告示する。

なお、令和6年告示第46号（会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任）は、廃止する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
会計課	会計課長 会計係長	会計課に所属する職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管
総務部 総務課		総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
総務部 消防防災課		消防防災課に所属する職員	行政財産占用料（消防車庫敷地の上空）の収納 コピー使用料相当額の収納 設計図書交付料の収納
企画財政部 財政課		財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納 火葬場使用料の収納
企画財政部 移住定住・魅力発信課		移住定住・魅力発信課に所属する職員	宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納

市民環境部 市民環境課		市民環境課 に所属する 職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納 ラジコン草刈り機等使用料相当額の収納
市民環境部 税務・国保 課		税務・国保 課に所属する 職員	税務証明手数料の収納 市税等（府民税・森林環境税を含む。）の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納
健康福祉部 健康・介護 課		健康・介護 課に所属する 職員	介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 がん検診等費用徴収金の収納 宮津市休日応急診療所に係る医療費自己負担分の収納
健康福祉部 社会福祉課		社会福祉課 に所属する 職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム 及びクッキングルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納 介護福祉士修学資金返還金の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納
健康福祉部 子ども未来 課		子ども未来 課に所属する 職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納
産業経済部 商工観光課		商工観光課 に所属する 職員	宮津まちなか地域振興拠点施設立体駐車場使用料の 収納
産業経済部 農林水産課		農林水産課 に所属する 職員	漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納

建設部 土木管理課		土木管理課 に所属する 職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納
建設部 都市住宅課		都市住宅課 に所属する 職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納 pp 都市計画証明手数料の収納
建設部 上下水道課		上下水道課 に所属する 職員	設計図書交付料（上下水道事業分を除く。）の収納 コピー使用料相当額（上下水道事業分を除く。）の 収納 設計審査手数料（上下水道事業分を除く。）の収納
教育委員会事 務局 学校教育課		学校教育課 に所属する 職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納 家庭学習用通信費の収納
教育委員会事 務局 社会教育課		社会教育課 に所属する 職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の 収納 宮津市史等頒布収入の収納
教育委員会事 務局 図書館		図書館に所 属する職員	コピー使用料相当額の収納 教育財産目的外使用料の収納 設計図書交付料の収納
議会事務局 議事調査課		議事調査課 に所属する 職員	行政視察受入費用の収納

————— * * * —————

宮津市告示第47号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和7年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和7年4月1日から令和7年6月2日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民環境部税務・国保課税務係（本館1階）

* * *

宮津市告示第49号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市由良診療所
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 代表者 堀 川 義 治
変更後 代表者 榑 原 毅 彦
- 3 変更日
令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第50号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋釣り場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 中島 太
変更後 小田宿野自治会 会長 中島 隆行
- 3 変更日
令和7年4月1日

* * *

宮津市告示第51号

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市の持続可能な観光地づくりに向けて、宿泊税に関する検討を行うため、宮津市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税の導入に関する事
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宿泊事業者
- (3) 観光事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、税務担当課及び観光振興担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2672100019
- 2 事業者等の名称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
- 3 事業所の名称及び所在地
名称：宮津市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

住所：京都府宮津市字鶴賀2109番地の2

4 廃止届受理年月日

令和7年3月26日（事業所廃止年月日：令和7年4月30日）

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4 財政課長専決事項の表に次の1項を加える。

6 住民活動用バスの使用許可に関すること。

別表第4 市民環境課長専決事項の表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4 税務・国保課長専決事項の表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を削り、第10項を第8項とする。

別表第4 社会福祉課長専決事項の表第2項中「子育て支援医療、」を削り、同表第4項を削る。

別表第4 中社会福祉課長専決事項の表の次に次の1表を加える。

子ども未来課長専決事項

1 子育て支援医療の受給者証の交付に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第6号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年3月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下、掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第7号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年3月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下、掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第8号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第9号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和7年3月24日付け宮農委第50号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和7年3月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和7年3月25日

至 令和7年4月11日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第10号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第11号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年3月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第12号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（初回接種（3回）終了後、五種混合は6月以上、四種混合及び三種混合は12月以上の間隔をおく。）

第2期 11歳以上13歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回3回(20日以上の間隔)

第1期追加1回(初回終了後、五種混合は6月以上、四種混合及び三種混合は12月以上の間隔)

第2期追加1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種				
		第1期初回・追加				第1期初回・追加、第2期(二種混合：ジフテリア・破傷風)
		五種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ感染症	四種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ	三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風	不活化ポリオ	
味見 真弓	味見診療所	○				○
石井 靖隆	府中診療所	○	○	○	○	○
今出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○	○
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○	○
浪江 和生	浪江医院	○	○	○		○
今井 敏雄						
濱田 暁彦	はまだクリニック	○	○	○	○	○
上川 浩美	養老診療所	○	○	○	○	○
堀川 義治	宮津市由良診療所	○	○	○		○
榊原 毅彦						
山根 行雄	山根医院		○	○		○
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○	○		○
岩破 淳郎	いわさく診療所					○
岩破 康二	岩破医院	○	○	○	○	○
藤本 美智子						
大森 斎	大森内科診療所	○	○	○		○
木村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○	○
須川 典亮	須川医院	○			○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○	○		○
日置 潤也	日置医院	○	○	○	○	○
山添 一郎	やまぞえこども	○	○	○		○

	クリニック					
石野 秀岳	伊根診療所	○	○	○		○
	本庄診療所					

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第13号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、令和7年3月31日までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分であった者（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期 1回

第2期 1回

第5期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第5期
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院		○
曾 根 淳 史	宮津武田病院		○
中 村 智 樹			
石 黒 稔			
中 山 雅 臣			
越 野 勝 博			
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	
今 井 敏 雄			
西 原 寛	西原医院		○
濱 田 暁 彦	はまだクリニック	○	○
上 川 浩 美	養老診療所	○	○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○

榑原毅彦			
宮地高弘	宮地医院	○	○
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○
	本庄診療所		

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第14号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については、20歳未満の者）

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上の間隔）

第1期追加1回（初回接種終了後6月以上の間隔）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	

濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
宮 地 高 弘	宮地医院
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第15号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲 1歳に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石 井 靖 隆	府中診療所
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック

日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第16号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榑 原 毅 彦	
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第17号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回(27日以上の間隔)
追加1回(初回接種終了後60日以上の間隔、かつ、生後12月に至った日以降)
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第18号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
 - (2) 平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれ的女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回以上接種したもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

- (1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合
3回（1月の間隔において2回接種した後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔）
- (2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合
3回（1月以上の間隔において2回接種した後、2回目の注射から3月以上の間隔）
- (3) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合
 - ・ 1回目の接種を12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間に受ける場合
2回（5月以上の間隔）
 - ・ 1回目の接種を15歳以上から高校1年生になる年度の末日までで受ける場合
3回（1月以上の間隔において2回接種した後、2回目の注射から3月 以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
越 野 勝 博	
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
宮 地 高 弘	宮地医院
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック

石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市公告19号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（3月以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第20号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1歳に至るまでの間にある者
 - ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回2回（27日以上の間隔）
追加1回（第1回目の注射から139日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
濱田暁彦	はまだクリニック
上川浩美	養老診療所
堀川義治	宮津市由良診療所
榊原毅彦	
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第21号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
 - (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。
ア 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者
イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者
ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数
 - (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
2回（27日以上の間隔）
 - (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
3回（27日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

* * *

宮津市公告第22号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において年齢が65歳の者

(2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者に該当する者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
越 野 勝 博	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
濱 田 暁 彦	はまだクリニック
上 川 浩 美	養老診療所
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
榊 原 毅 彦	
宮 地 高 弘	宮地医院
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所

木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
矢野 裕太郎	与謝野町立国保診療所
石野 秀岳	伊根診療所
	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

— * * * —

宮津市公告第23号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年4月1日

宮津市長 城崎 雅文

1 予防接種の種類 高齢者の带状疱疹

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 令和7年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の者

(2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 予防接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する者

(2) 過去にけいれんの既往のある者

(3) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者

(4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する者

(5) 当該ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 接種回数 生ワクチン1回 組換えワクチン2回

6 自己負担金（接種1回あたり）生ワクチン3,000円 組換えワクチン7,000円

ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。

7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
石黒 稔	

中山雅臣	
越野勝博	
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	
今井敏雄	浪江医院
西原寛	西原医院
濱田暁彦	はまだクリニック
堀川義治	
榊原毅彦	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地医院
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	
藤本美智子	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
	本庄診療所
矢野裕太郎	与謝野町立国保診療所

8 予防接種を行う期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

水道企業

《告 示》

宮津市上下水道告示第3号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和7年3月12日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第 S20141号	河原工業	与謝郡与謝野町字三河内95番地4	河原 清史	令和12年3月5日

* * *

宮津市上下水道告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号
株式会社NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

水道使用料金及び公共下水道使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和7年4月1日

5 その他

LINE Pay株式会社への委託については、令和7年4月23日までとする。

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、納付事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入等

水道使用料金及び公共下水道使用料

3 指定納付受託者として指定をした日

令和7年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店
乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田 10 番地 9
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
水道使用料金及び公共下水道使用料
- 3 指定公金事務取扱者に委託した業務
検針業務
- 4 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

《規 程》

宮津市上下水道事業管理規程第 1 号

宮津市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和 51 年水管規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 19 条第 3 項中「当該収納の日の翌日までに」を「直ちに」に改め、同条第 4 項中「当該振り替えられた日の翌日までに」を「直ちに」に改める。

第 23 条第 7 項中「第 6 項」を「前項」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市上下水道事業管理規程第 2 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程の一部を改正する規程

宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 営業所ごとに、責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

第 5 条第 2 項第 1 号中「住民票記載事項証明書」を「その住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」に改め、同項第 2 号中「及び代表者に関する前号に定める書類」を削り、同項第 5 号中「専属」を「選任」に改め、「書類」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類」を加え、同項第 6 号中「専属」を「選任」に改める。

第 10 条第 2 項第 5 号中「専属」を「選任」に改める。

第 12 条第 2 項中「専属する、又は専属しようとする」を「選任された又は選任される」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

《公 告》

宮津市上下水道公告第 1 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 17 日から 2 週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）において縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 14 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省 略）

————— * * * —————

宮津市上下水道公告第 2 号

公示送達書

次の書類は、宮津市建設部上下水道課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 3 月 28 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下、掲示済）

————— * * * —————

宮津市上下水道公告第 3 号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第 29 号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 7 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野の一部

議 会

《規 則》

宮津市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会規則第 1 号

宮津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮津市議会傍聴規則（令和元年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 第4条に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。第6条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条中「、第4条及び第6条」を削り、同条後段中「規定中」を「規定（第5条を除く。）中」を加え、同条を第11条とする。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（違反に対する措置）

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第7条中「次の各号のいずれかに掲げる場合には、速やかに」を「秘密会を開く議決があったときは、直ちに」に改め、各号を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会

《規 則》

宮津市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市スポーツ推進委員に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民一般に対して、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常に、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の宮津市スポーツ推進委員に関する規則（令和3年規則第9号）の規定により委嘱されているスポーツ推進委員である者は、この規則の規定により委嘱されているスポーツ推進委員とみなす。この場合において、当該スポーツ推進委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第5号

令和7年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年3月4日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和7年3月7日（金）午前10時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

— * * * —

宮津市教育委員会告示第6号

令和7年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 17 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 13 時 30 分
 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階第 4 コミュニティルーム）

* * *

宮津市教育委員会告示第 7 号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 7 条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 19 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀 2164 番地）
 (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター
 代表者 理事長 宮 崎 茂 樹
 所在地 宮津市字浜町 3000 番地
 (2) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
 2 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀 2164 番地）
 (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター
 代表者 理事長 宮 崎 茂 樹
 所在地 宮津市字浜町 3000 番地
 (2) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

* * *

宮津市教育委員会告示第 8 号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和 43 年教委規則第 1 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 利用料金
 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大会議室	2 分の 1 を使用する 場合	3,140 円	1,040 円	1,250 円
	全面を使用する場合	6,280 円	2,080 円	2,500 円
小 会 議 室		2,510 円	830 円	1,040 円
談 話 室		1,360 円	520 円	620 円
和 室		2,200 円	730 円	830 円

体験学習室	2,510円	830円	1,040円
-------	--------	------	--------

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用場所及び区分			利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
			午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで
大会議室	2 分の 1 を使用する場合	冷房料	2, 200円	730円	830円
		暖房料	2, 200円	730円	830円
	全面を使用する場合	冷房料	4, 400円	1, 460円	1, 660円
		暖房料	4, 400円	1, 460円	1, 660円
小 会 議 室		冷房料	1, 880円	620円	730円
		暖房料	1, 880円	620円	730円
談 話 室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和 室		冷房料	1, 670円	520円	620円
		暖房料	1, 670円	520円	620円
体 験 学 習 室		冷房料	1, 880円	620円	730円
		暖房料	1, 880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

令和7年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和7年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用時間	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間

使用区分		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	平日	22,620円	8,170円	11,310円
	土曜日、日曜日及び休日	27,650円	10,050円	13,820円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の 10 分の 6 とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に係る利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前 9 時から午後 10 時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	平日	4,200円	1,630円	2,260円
	土曜日、日曜日 及び休日	5,130円	2,010円	2,760円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から 1 週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール		6,280円	2,080円	2,500円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の 10 分の 8 とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	冷 房 料	20,950円	8,380円	8,380円
	暖 房 料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
冷暖房利用		4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞台 設備	金屏風	1 双	1,570円	
	グランドピアノ	1 台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1 台	520円	
	司会者演台	1 台	310円	
	花台	1 台	100円	
	指揮者台	1 台	310円	
	指揮者譜面台	1 台	310円	
	奏者譜面台	1 台	100円	
	映写スクリーン	一式	830円	
	地がすり	1 枚	520円	
	毛せん	1 枚	310円	
照明	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1 列

設備	照明(A)セット		一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット		一式	5,230円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列
	サスペンションライト		1 灯	100円	
	ホリゾンライト		1 列	1,040円	ロア又はアッパー
	シーリングライト		1 列	1,040円	
	フロントサイドライト		一式	1,040円	
	ピンスポットライト		1 台	730円	
音響設備	音響基本セット		一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	チャンネル		1 チャンネル	1,040円	回線料 (PC、ビデオ音声等出力含)
	マイクロホン	ダイナミック型	1 本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1 本	830円	
		ワイヤレス	1 本	830円	
	マイクスタンド		1 本	100円	
	レコーダー	カセットテープ	1 台	1,570円	
		ミニディスク	1 台	2,090円	
	コンパクトディスクプレーヤー		1 台	1,570円	
映像設備	モニタースピーカー		各 1 台	1,040円	固定式又は可動式
	スクリーン		一式	830円	可動式
	ビデオプロジェクター		1 台	3,350円	
	オーバーヘッドカメラ		1 台	1,570円	
持込器具	ビデオテープデッキ		1 台	1,040円	DVDプレーヤー一体型
			1 kw	310円	

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の附属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞台設備	グランドピアノ	1 台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1 台	20円	
照明設備	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1列

音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各1台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト1列）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和7年4月1日

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条学校教育課学校教育係の項中第22号を第23号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

（14）学校給食に関すること。

第3条学校教育課学校給食・施設係の項中「学校給食・施設係」を「学校施設係」に改め、第6号を削る。

第3条社会教育課社会教育係の項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

（10）スポーツ推進委員に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

監 査 委 員

宮津市監査公表第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果及び措置状況について公表する。

令和7年3月31日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃

宮津市監査委員 久 保 浩

令和6年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和6年11月20日から令和7年2月10日まで

3 監査の方法等

令和5年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、企画財政部、健康福祉部、建設部、会計課及び議会事務局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

4 監査における重点事項

- (1) 契約事務は適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (3) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の意見及び結果

- (1) 意見 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、文書管理規程等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁過程によるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

- (2) 結果 「定期監査結果に対する措置状況」のとおり

■令和6年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和5年度に執行された業務委託、指定管理、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等 局 等		事 務 事 業 の 件 数						合 計
		業務委託	指定管理	工事・修繕	補助金・交付金	貸付金	土地建物の貸付・	
市長 部局	企画財政部	36	2	4	43		1	86
	健康福祉部	82	3	2	16		23	126
	建設部	141		102	1			244
	会計課	1						1
小 計		260	5	108	60	0	24	457
議 会		2			5			7
合 計		262	5	108	65	0	24	464

2 契約事務について

(1) 契約状況

① 業務委託について

- 監査対象とした業務委託262件の契約方法は、指名競争入札 14件(5.3%)、随意契約248件(94.7%)で、その大部分が随意契約で執行されている。

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
指 名 競 争 入 札	14	5.3
随 意 契 約	248	94.7

計	262	100.0
---	-----	-------

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託	
	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	58	22.1
10万円超 50万円以下	87	33.2
50万円超 100万円以下	29	11.1
100万円超 500万円以下	60	22.9
500万円超 1,000万円以下	19	7.3
1,000万円超	9	3.4
計	262	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○ 指名競争入札14件の入札者数は次のとおりであった。

○ 随意契約による248件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数			
			省略	1者	2者	3者以上
指 名 競 争 入 札		14				14
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	128	17	84	11	16
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	109	24	84	1	
	第3号 福祉団体等との契約	4		4		
	第5号 緊急の必要により	3		2	1	
	第6号 競争入札に付することが不利	3		3		
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	1		1		
小 計		248	41	178	13	16
計		262	41	178	13	30

② 工事・修繕について

○ 工事・修繕108件の契約方法は、指名競争入札34件(31.5%)、随意契約74件(68.5%)となっている。

区 分	工 事 等	
	件数(件)	構成比(%)
指 名 競 争 入 札	34	31.5
随 意 契 約	74	68.5
計	108	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	45	41.7
50万円超 130万円以下	19	17.6
130万円超 300万円以下	15	13.9
300万円超 1,000万円以下	10	9.2

1,000万円超	5,000万円以下	16	14.8
5,000万円超	1億5,000万円以下	3	2.8
計		108	100.0

○ 指名競争入札34件の入札者数は、次のとおりであった。

○ 随意契約26件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分ごとの見積者数は、次のとおりであった。

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数			
			省略	1者	2者	3者以上
指 名 競 争 入 札		34				34
随 意 契 約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	57		45	3	9
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	10		10		
	第5号 緊急の必要により	3		2	1	
	第6号 競争入札に付することが不利	3		3		
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	1		1		
小 計		74		61	4	9
計		108		61	4	43

(定期監査結果に対する措置状況)

3 契約事務について

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

監査の結果	措置の内容（回答）
文書事務については、年度当初に原議書等の様式やその記載例が示され、令和4年度までは庶務担当係長会議や課長会議で説明、令和5年度は庁内通知されるなど適正な処理について徹底が図られているところであるが、次の事例が見受けられた。 ○ 原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れや記載誤り、決裁をはじめ合議や立会人等の押印漏れ ○ 契約書類において必要事項の記載漏れ、文言等の記載誤り、使用文言の不整合 ○ 申請書類等の誤字や日付の誤りについて、訂正等がなされないままで受付処理 文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底、内部統制の更なる強化とともに、DXの推進による効率化も図りつつ、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を強く望むものである。	不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、グループウェア等のツールも活用しながら職場内で認識共有や決裁過程でのチェックを強化し、適正な事務処理に努めます。 文書事務の遂行に当たっては、職員一人一人が取り扱う媒体が紙・デジタルデータの別を問わず市民共通の情報資産であるという意識をもって事務遂行できるよう全職員向けの情報取り扱い研修等を通じて意識向上を図ってまいります。

② 随意契約について

監査の結果	措置の内容（回答）
随意契約による契約は、業務委託が94.7%（248件）と大部分となっており、工事・修繕は68.5%（74件）である。さらに、業務委託の88.3%（219件）、工事・修繕の82.4%（61	随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理

件)が一者随意契約で行われているが、随意契約の採用において、次の事例が見受けられた。

- 予定価格が財務規則で定める金額を超えないものとして随意契約しているが、その金額を超えているもの
- 「実績がある」という理由のみ、「安全性確保及び業務の円滑な遂行を図る」という一般論のみで一者随意契約が行われていたもの
- 「緊急の必要」により随意契約としているが、緊急である具体的理由がないものや、緊急としながら起案日から契約日まで約1カ月の期間があるもの

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されたい。特に一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査し、客観的に妥当だと判断できる具体的理由を付した上で運用されるよう要望する。

事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底し、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

③ 契約関係事務について

監査の結果	措置の内容（回答）
○ 契約書について、次の事例が見受けられた。 ・ 委託契約書の「委託業務の名称、内容等」欄及び「契約保証金」欄が記載されていないもの ・ 業務委託契約書の第5条第1項で、業務完了報告書に添付する書類について、必要であるのに削除されているもの ・ 総額の契約であるのに単価契約の基準契約書が使用され、条文と実態が合致していないもの ○ 契約締結伺原議書及び契約書に貼付されている印紙について、税額の区分を誤っている事例（特に、記載金額に消費税額を含めない扱い）が見受けられた。 ○ 完了検査において、次の事例が見受けられた。 ・ 契約書及び業務仕様書に定める業務完了報告書の添付書類が提出されていないものや、要件を満たしていないもの ・ 受注者からの履行確認書に業務仕様書に存在しない他施設の業務が混入されているにもかかわらず、検査合格の扱いとなっているもの 契約関係事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むも	○ 契約書 契約要項の不記載がないよう、改めて不適切な事務処理の根絶に向け、職場内での意識共有を深めていきます。 業務完了報告書に添付する書類等は、業務完了を証する重要な書面であり、今後、契約書上で、むやみに添付書類欄を削除しないよう、職場内での意識共有を深めていきます。 業務の主旨に合致する基準契約書を用いるよう、職場内での意識共有を深めていきます。 ○ 収入印紙 契約内容に基づく文書の種類と契約金額（消費税額を含めない額）に基づく印紙税額を十分に確認するよう、職場内での意識共有を深めていきます。 ○ 完了検査 業務完了報告書に添付する書類

のである。

等は、業務完了を証する重要な書面であることから、完了検査に当たっては、書類の不備等がないよう十分に確認し、また、受注者から提出された履行確認書と業務仕様書を照合確認するよう、職場内での意識共有を深めていきます。

4 補助金・交付金について

監査の結果	措置の内容（回答）
65件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部において次の事例が見受けられた。 ○ 実績報告書に領収書又は確認記録あるいは団体の監査報告書が添付されていないもの ○ 補助対象経費に食費や次年度繰越金など不適切な経費が算入されているもの 補助金等交付事務に関しても全庁的に通知がなされているが、今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。	補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底し、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

5 滞納整理について

監査の結果	措置の内容（回答）
財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和3年度に滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられており、評価できる。 令和6年度においては、使用料等担当職員の研修会参加及び概要報告の実施、本部事務局の訴訟手続きと訴訟事務研修の受講、債権ごとの収納事務の課題整理、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に著実につながっており、今後においても大きな期待を寄せているところである。 また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。 今後も引き続き充実した取組の展開を期待するとともに、債権管理条例の早期制定などについても研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。	適正な債権の管理・回収を実施できるよう、今年度について滞納対策本部会議を中心に課題を洗い出し、滞納処分、訴訟手続きへしっかり移行できる土台づくりを行ってきたところです。 今後も引き続き、債権管理の基本理念である「税等の公平な負担の履行」を促し、滞納分だけでなく現年度分もしっかり徴収を行える取組を進めていきます。その上で、費用対効果の観点からも、債権放棄が妥当などと市民から理解が得られるような債権管理条例の制定に向けた研究を行って参ります。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 3 月 7 日

宮津市農業委員会

会 長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 7 年 3 月 14 日 (金) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 10 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 11 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第 12 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定等について